

県 証 紙 貼 付 欄			
こちらから、順番に 証紙を貼付下さい			
	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20

(開放機器使用上の遵守事項)

- (1) あらかじめその開放機器の使用に熟達した者を選任し、使用に当たらせること。
- (2) 開放機器使用のため入室または退室する場合は、担当者へ連絡すること。また、必要性があって、他の研究棟・実験棟へ入室する場合は、あらかじめ担当者の許可を得ること。
- (3) 開放機器使用時は、使用者は所定の「名札」を見やすい位置に掲示すること。終了時は速やかに担当者の指示する場所へ返却すること。
- (4) 入退所及び名札の使用について、所定の帳簿に記入すること。
- (5) 特に定める工具及び器具以外については、持参すること。
- (6) 開放機器は原則として 1 人で同時に 2 台以上を使用しないこと。
- (7) 恒常的に生産設備として使用しないこと。
- (8) 開放機器の使用中に故障その他の異常を発見したときは、速やかにセンター担当者に連絡し、その指示を受けること。
- (9) 材料持込みは、当日の開放機器の使用に必要なもののみとし、使用者の責任においてこれを管理すること。
- (10) 開放機器使用終了後は、作業環境を整備し、センターの担当者に連絡の上点検を受けること。
- (11) 使用者が持ち込んだ材料等から発生した廃棄物は、使用者が撤去すること。
- (12) その他、上記以外の事由があった場合も、安全の確保、設備の保守に徹すること。